

粟生町災害時初動マニュアル

災害が発生した時、町民の生命を守り被害の軽減を図るため、迅速に災害対策本部が機能開始できるよう、この初動マニュアルを策定し、具体的な役割を示します。

しかし、地震や事故など突発的にやってくる災害では、参集班員が不足することは避けられず、班の枠を超えた弾力的な運用や指揮命令を行う必要があります。

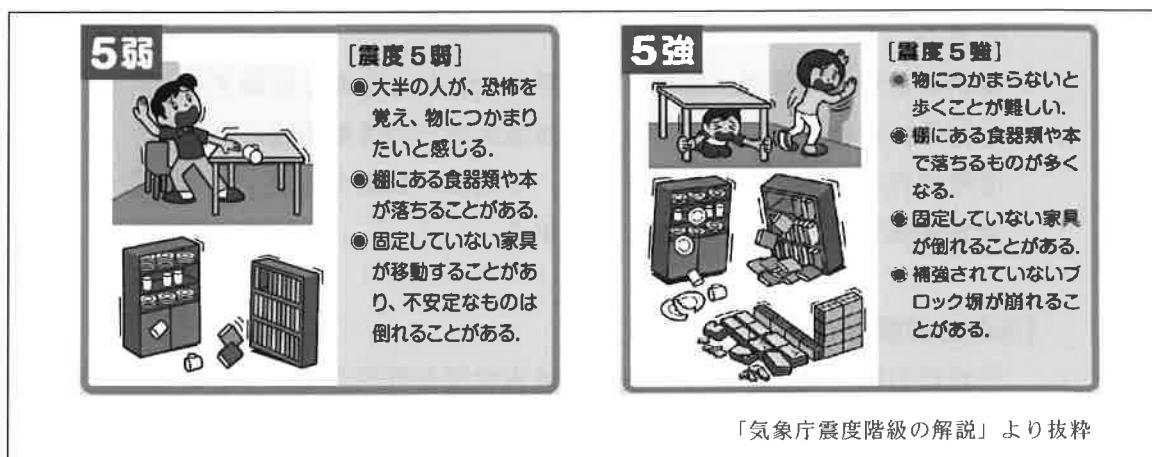
また、地震のような広域災害では、早急な救援が期待できないため、できる範囲で近隣同士の手助け合いによる安否確認や救出、初期消火などが大切となります。

なお、全ての防災行動は、自身と家族の安全を確保してから行うことを大前提とします。

1. 地震時の初動体制

被害が出はじめる震度5弱で「警戒体制」をとり、情報収集にあたる。

さらに、震度5強以上で「災害対策本部」を設置し、組織の行動に入ります。



震度が確認できない場合は、上記を参考に自らが判断することとする。

なお、地震発生時には停電や電話が込み合って通じないなど、連絡や指示ができない状況が考えられるので、災害対策本部組織の各班は自主的に初動できるよう、予め役割を決める。

(1) 「警戒体制」

震度5弱の地震発生で体制に入ります。

【災害対策本部長、副本部長、情報治安維持班長】

- ①粟生公民館へ自主的に集合し、無線放送により体制の周知と、周辺の被害状況連絡の協力を町民へお願いする。
- ②町内の状況を情報収集し、把握する。
- ③能美市災害対策組織との連絡調整を行う。
- ④災害が確認され、災害対策組織が必要と会長が判断した場合は、災害対策本部の設置を宣言し、関係者を招集して対応にあたる。

(2)「地震災害対策本部設置」

震度5強以上の地震が発生した場合に設置する。

【災害対策本部長、副本部長、情報治安維持班長】

- ①自主的に粟生町公民館へ集合する。
- ②本部長は災害対策本部設置を宣言し、組織を指揮する。
- ③情報治安維持班は無線放送で町民に体制を周知するとともに、近隣者の安否や被害確認の協力を要請する。以後、町民への情報提供を適時行う。
- ④情報治安維持班は、テレビ、ラジオ、ネット等により情報を収集する。合わせて、手取ダムなどの状況を確認し、鉄砲水による災害にも注意を払う。
- ⑤情報治安維持班長は班員（町内会長）からの安否確認、被害状況を随時会長へ報告する。
- ⑥情報治安維持班は、各班から入手した情報を整理し記録する。
- ⑦情報治安維持班は、能美市災害対策本部との情報連絡にあたる。
- ⑧町会内に災害が発生していない。または、収束が確認できた場合、本部長は災害対策本部を解散させ、町民に周知する。

【情報治安維持班員（町内会長）】

- ①自己の町内会の町民安否情報や被害状況を町内会班長から報告を受けた後、粟生公民館へ集合し、以後は情報治安維持班長の指示に従う。

【水防消火救出班】

- ①原則として消防器庫等へ直ちに集合し任務に就く。火災を発見しなかったり、家屋倒壊などの被害が見られない場合は、災害対策本部へ集合する。
- ②集合途上、要救助者を発見した場合は救助活動を行い、火災を発見した場合は、消防署並びに災害対策本部に連絡を入れるとともに、現地で消火作業に当る。
- ③災害対策本部到着後は班長の指示により、消火や救助、町内巡回の活動を行う。
- ④町内を巡回し、火災の警戒を行う。また、合わせて道路の亀裂や危険箇所がないか、その他被害状況を把握し、異常が見られた場合は災害対策本部に連絡する。

【避難誘導班】

- ①災害対策本部に直接参集せず、自分の町内会の安否確認や災害の状況把握など町内会班長に協力する。協力後は災害対策本部へ集合する。
- ②安否など確認中に火災又は要救助者を発見した場合は、消防署及び災害対策本部に対して消火又は救助を要請し、他者が到着するまで応急対応を行う。
- ③家屋が被災し避難者が出た場合は、近くの安全な広場などに待機させておき、安否確認が終了した後、必要があれば揃って一時避難場所へ移動させる。
- ④町内の防犯巡回を適時行い、盗難防止や治安維持に努める。

【救護班】

- ①自主的に災害対策本部に集合する。
- ②負傷者等の応急手当を実施する。同時に該当者の氏名、症状などを記録する。
- ③負傷者の災害対策本部への収容や、病院搬送の手配などを行う。同時に該当者の氏名、症状などを記録する。
- ④高齢者、障害者など災害要支援者の救助、避難支援を行う。

【給食給水班】

- ①初動はせずに、別途指示があるまで町民と同じ行動をとる。
- ②災害対策本部長の指示により、給水と炊き出しの準備と配分活動を行う。

【各町内会班長】

- ①班内の災害要援護者や町民の安否確認、被害状況の把握を行い、情報治安維持班員（町内会長）に報告する。
 - ・情報治安維持班員（町内会長）に報告をするが、情報治安維持班員が不在の場合は災害対策本部（栗生公民館）へ報告する。
 - ・応援が必要な場合は、報告に合わせて要請する。

【町民】

- ①まず、自分や家族の安全を確保してください。

地震が起きたら	あわてず、まず身の安全を!!	緊急地震速報を見聞きしたら
<ul style="list-style-type: none">● 頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難● あわてて外に飛び出さない(落下物や車が危険)● 揺れがおさまってから、あわてず火の始末● あわてた行動、けがのもと	<ul style="list-style-type: none">● 運転中は、ハザードランプを点灯し、緩やかに減速● 近づくな、門や塀、自動販売機やビルのそば● 海岸でぐらっときたら高台へ	
家屋の耐震化や家具の固定など、日頃から地震に備えましょう!!		

「気象庁震度階級の解説」より抜粋

- ②可能な範囲で協力願いたいこと。
 - a. 自宅又は自宅周辺で被害があった場合は、町内会班長へ報告する。
 - b. 家族全員が無事な場合、また家を離れる場合は、町会より配布した安否確認

用「オレンジ布」を、外から見易い玄関付近に掲げる。

c. 町内会班長が行う町民の安否確認や災害状況確認に協力する。

(町内会班長不在時は、近隣住民同士で協力して確認し、報告を情報治安維持班員(町内会長)に行う。)

(3) 地震後に家を離れる場合の注意点

地震後に家を離れる場合は、必ずガスの元栓を締め、電気のブレーカを落とす。電気のコードが家具の下敷きになったまま停電が回復すると、火災が発生する可能性が高いので、特に注意が必要です。

2. 水害時の初動体制

気象庁の大雨洪水警報が発令され、河川の増水が著しく、手取川鶴来水位測定箇所の水位が「水防団待機水位」0.9mを超えさらに増水が見込まれるとき「警戒体制」とし、情報収集と警戒行動をとる。

更に、能美市が避難準備情報を発表したときや、町内に流れる河川が溢れ道路の冠水が予想されるとき、町内で要避難者が出たときなどは、「災害対策本部」に切り替えて対応にあたる。

(1) 「警戒体制」

次のいずれかがあったときに、警戒体制に入る。

- ①気象台が、(大雨・洪水) 警報を発表し、洪水の警戒が必要なとき
- ②手取川鶴来測水所の水位が水防団待機水位 0.9mを超え、今後更に上昇すると見込まれるとき
- ③手取川ダムが満水による放流を開始し、洪水の警戒が必要なとき
- ④一時間に60mm以上の土砂振り雨が降ったとき
- ⑤その他、会長が必要と判断したとき

【災害対策本部長、副本部長、情報治安維持班長】

- ①上記情報のもと、自主的に粟生町公民館へ集合する。
- ②緊急連絡網により、災害対策本部の各班長に洪水警戒体制に入ったことを連絡し、警戒行動を指示する。
- ③洪水被害が迫っているなど、本部長が必要と判断した場合は、警戒体制から災害対策本部に切り替える。

【情報治安維持班員】

- ①本部長より警戒行動の指示を受け、粟生公民館へ集合する。

- ②気象情報、手取川の水位情報などをテレビ、ラジオ、ネット等により収集し、町内の河川の増水状況や道路冠水予想なども随時把握する。
- ③無線放送により、町民へ注意喚起や情報の提供を適時行う。
- ④能美市災害対策組織（災害警戒体制）との連絡調整を行う。

【水防消防救出班】

- ①本部長より警戒行動の指示を受け、消防器庫等へ集合し必要機材を準備して粟生公民館へ集合する。
- ②手取川の増水及び堤防の状況、町内の河川や冠水予想箇所をパトロールする。
- ③異常があった場合は、本部へ連絡する。
- ④ボート等救助用具を直ぐに持ち出しできるように事前準備を行う。

【避難誘導班】

- ①本部長より警戒行動の指示を受け、粟生公民館へ集合する。
- ②災害時要援護者の所在を事前確認する。（自宅か自宅以外か）
- ③災害時要援護者等へ随時情報提供を行うとともに、いつでも避難できるように事前準備をお願いしておく。（食料、常備薬等の準備を促す。）

【救護班】

- ①本部長より警戒行動の指示を受け、粟生公民館へ集合する。
- ②災害時要援護者の名簿確認や所在の事前確認など、避難誘導班に協力する。

【給食給水班】

- ①本部長より警戒行動の指示を受け、非常食など備蓄物資の点検を行う。

【その他の班員】

- ①直接役割の無い班員は、班長の指示があるまで自宅待機或いは連絡をとれるようにする。

（２）災害対策本部の設置

次のいずれかがあった時は、警戒体制から災害対策本部に切り替える。

- ①能美市が避難準備情報を発表したとき
- ②手取川鶴来測水所の水位が氾濫注意水位 1.4mを超え、今後更に上昇すると見込まれるとき
- ③町内の県・市道等が冠水するか冠水することが予想されるとき
- ④町内で要避難者が出たとき
- ⑤その他、会長が必要と判断したとき

【災害対策本部長、副本部長、情報治安維持班】

- ①本部長は、災害対策本部設置を宣言し、災害対策本部を指揮する。
- ②本部長は、気象状況や河川水位の把握に努め、各班に指示を出し対応に当らせる。
- ③本部長は、町民の避難が必要か判断する。
- ④情報治安維持班は、災害対策本部設置を無線放送により町民に周知し、注意喚起する。
- ⑤情報治安維持班は、災害情報を収集し、必要に応じて町民へ伝達する。
- ⑥情報治安維持班は、町民の安否情報を集約し、随時会長に報告する。
- ⑦情報治安維持班は、各班から入手した情報を整理し記録する。
- ⑧情報治安維持班は、能美市災害対策組織（災害警戒体制）との連絡調整を行う。

【水防消火救出班】

- ①堤防の越水を防ぐため、土嚢積みを行う。
- ②ボートなどにより、避難が遅れたものを救助する。
- ③避難後に町内の巡回を適時行い、盗難防止や治安維持に努める。

【避難誘導班】

- ①災害時要援護者へ随時災害情報の提供を行うとともに、状況に応じて早めの避難支援を行う。避難準備情報を災害時要援護者の避難支援の目安とする。
- ②能美市の避難勧告を合図に、各班ごとに町民を集団で避難させる。
- ③避難後に町内の巡回を適時行い、盗難防止や治安維持に努める。

【給食給水班】

- ①町の備蓄物資もしくは各家庭から持ち寄った食材で炊き出しを行い、災害対応従事者に対して後方支援を行う。
- ②水害時の避難所における食料、飲料水、毛布などは避難者各自が持参することが原則であるが、不足が生じる場合に備えて、予め準備しておく。

【救護班】

- ①避難所での気分の悪くなった方などの支援を行う。
- ②避難所での名簿確認など、避難支援を行う。

(3) 災害時要援護者の避難支援

【個別支援計画の策定】

災害時要援護者には、平素から複数名の個別支援者を定めておく（個別支援計画の

作成)と共に、平素から災害時要援護者の体調などを把握し緊急時の個別支援の参考とする。

【避難支援のタイミング】

災害時要援護者の避難支援のタイミングは、能美市が発表する避難準備情報を基本とするが、避難準備情報が発表される前に道路が冠水する場合もあるため、道路の冠水状況等を十分把握し、避難準備情報を待たずに避難支援を行うことも必要。

能美市は、避難準備情報の段階から避難所の開設を始めるため、避難準備情報を待たずに指定避難所へ避難する場合は、事前に能美市と調整を行う。

【水平避難と垂直避難】

寝たきりで介護が必要な要援護者等は、悪天時、屋外を移動させること自体が体調を悪化させる原因となる場合がある。そのことを踏まえ、一律に指定避難所への避難（水平避難）を優先させるのではなく、状況に応じ自宅若しくは周辺施設の2階以上への避難（垂直避難）も選択肢とする。

（4）町民の避難支援

【安全性の高い方を選択】

避難は、自宅に留まることと指定避難所への避難とどちらがより安全で安心かの選択である。

従って、洪水を警戒しての避難なら、自宅が2階建て以上であれば留まって、自宅の浸水対応をするのも方法である。

しかし、道路の冠水等により水食料の外部から支援がこないので十分な備蓄があるか確認が必要である。より安全だと思われる方を選択すればよい。

【町民の避難支援のタイミング】

能美市が発表する避難勧告を基本とするが、避難勧告が発表される前に道路が冠水する場合もあるため、道路の冠水状況等を十分把握し、避難勧告を待たずに避難支援することも必要。

3. その他の災害(大火、台風襲来、豪雪、航空機事故など甚大な災害)

粟生町自主防災会会長が、甚大な災害が発生し、組織的な救援活動が必要と判断した場合は、地震、水害時の対応に準じて「災害対策本部」を設置し、救援活動を行う。

